

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

「株東和銀行行動計画」の策定について

株式会社東和銀行（頭取 吉永 國光）は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、下記のとおり、「株東和銀行行動計画」を策定し、群馬県労働局雇用均等室宛に提出いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、県内の金融機関として初めてくるみん認定を受けるなど、従来から仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでまいりました。今後も積極的な両立支援の取り組みを継続し、「株東和銀行行動計画」の早期達成及びプラチナくるみん認定を目指してまいります。

記

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
2. 内容
 - 目標 1 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性従業員…計画期間内に 1 人以上取得すること。
女性従業員…取得率を 75%以上とすること。
 - 目標 2 平成 32 年 3 月までに、育児休業制度を拡充し休業期間に有給期間を設ける。
 - 目標 3 平成 32 年 3 月までに、小学校就学の始期に達するまでの子の保育関連行事や予防接種等のために利用できる育児を目的とした休暇制度を導入する。
 - 目標 4 平成 32 年 3 月までに、育児休業からの復職後または子育て中の女性従業員を対象とした能力の向上のための取組み、またはキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組みを実施する。
3. 計画達成に向けた取組み
当行では、上記の目標を達成するため、平成 27 年 5 月 1 日付にて、以下のとおり、育児休業制度の拡充を実施いたしました。
 - (1) 育児休業制度を拡充し、休業期間に最大 7 日の有給期間を設けました。
 - (2) 小学校就学までの子供の保育関連行事や予防接種等のために利用できる有給休暇として、年度 3 日の子育て休暇を新設いたしました。

以 上